

「京丹後市庁舎増築棟整備基本計画（案）」 について意見を募集 ～パブリック・コメントを実施します～

令和4年2月2日

京丹後市役所

京丹後市では、「京丹後市庁舎増築棟整備基本計画（案）」について、検討案を取りまとめました。ついで、広く市民の皆様から意見を聴取するため、下記のとおりパブリック・コメントを実施します。

記

1 意見募集対象 京丹後市庁舎増築棟整備基本計画（案）

2 意見募集期間 令和4年2月2日（水）～2月22日（火）

※ 意見の提出期限は、令和4年2月22日（火）必着とします。

※ 令和4年1月27日にお知らせした際は、2月16日（水）までを意見募集期間とする予定としていましたが、2月22日（火）に変更していますのでご承知ください。

3 資料の閲覧・配架場所（令和4年2月2日から2月22日まで公開）

- （1）京丹後市ホームページ「パブリック・コメント」
- （2）市長公室政策企画課及び各市民局

4 意見の提出方法

- （1）意見は、郵便、ファクシミリ又は電子メールで提出。

[提出先]

- 郵便の場合：〒627-8567 京丹後市峰山町杉谷 889 番地

京丹後市役所 市長公室 政策企画課

- ファクシミリの場合：0772-69-0901

- 電子メールの場合：kikaku@city.kyotango.lg.jp

- (2) 意見書の様式は、ホームページに掲載するほか、市長公室政策企画課及び各市民局に備え付けますが、任意の様式でも受け付けます。

5 意見の取扱い

- (1) 提出された意見を踏まえ、必要に応じて計画の内容を検討します。
- (2) 意見の概要と京丹後市の考え方をホームページ、市長公室政策企画課及び各市民局で一定期間公表します。なお、意見に対し、個別に回答は行いません。
- (3) 意見の募集は、具体的な意見を収集することを目的にしているため、単に賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なもの等は、市の考え方を示さないことがあります。

6 意見の提出上の注意

- (1) 提出された意見は、氏名等と連絡先を除き、公表することがあります。
- (2) 公表を希望しない場合は、その旨を記載する必要があります。
- (3) 意見は、日本語で記入するものとします。

【参考】京丹後市庁舎増築棟整備基本計画（案）の概要

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成27年に「京丹後市役所本庁機能集約化基本方針」を策定しました。令和2年に条例設置した京丹後市庁舎整備検討委員会の答申を踏まえ、令和3年7月からまちづくりランドデザイン推進事業として、都市拠点等の在り方及び網野庁舎跡地活用構想の検討とともに、京丹後市庁舎増築棟整備に向けた検討に着手しました。

京丹後市庁舎増築棟整備基本計画は、現在の庁舎の状況や課題を明らかにした上で、庁舎増築棟整備に向けた基本的な方向性や考え方などをまとめたもので、今後の設計段階において、より詳細な検討を行う上での指針となるものです。

合併特例債の活用期限を見据えながら京丹後市庁舎増築棟の整備を進めるため、「京丹後市庁舎増築棟整備基本計画」を策定します。

(2) 計画の構成

京丹後市庁舎増築棟整備基本計画は、第1章から第5章で構成しています。

第1章では、庁舎増築棟整備検討の経緯、計画策定の目的・位置付け、各種計画と

の整合を記載しています。

第2章では、現庁舎の現状と課題及び庁舎増築棟整備の必要性を、第3章では、庁舎増築棟整備の基本的な考え方として基本理念及び基本方針を設定するとともに、その基本理念等を具体化するために導入することが望ましい機能の考え方を記載しています。

第4章では、庁舎増築棟整備計画として庁舎増築棟を建設するための敷地範囲及び敷地条件を示した上で、本庁機能の集約化及び庁舎増築棟の建物配置を検討し、その検討結果に基づき駐車場を含めた必要規模等を見込むとともに、庁舎増築棟以外の既存庁舎の改修等についての考え方を記載しています。

第5章で庁舎増築棟整備の概算事業費及び事業スケジュールを記載する構成としています。

【お問い合わせ先】

京丹後市役所市長公室政策企画課

電話：0772-69-0120／F A X：0772-69-0901

電子メール：kikaku@city.kyotango.lg.jp